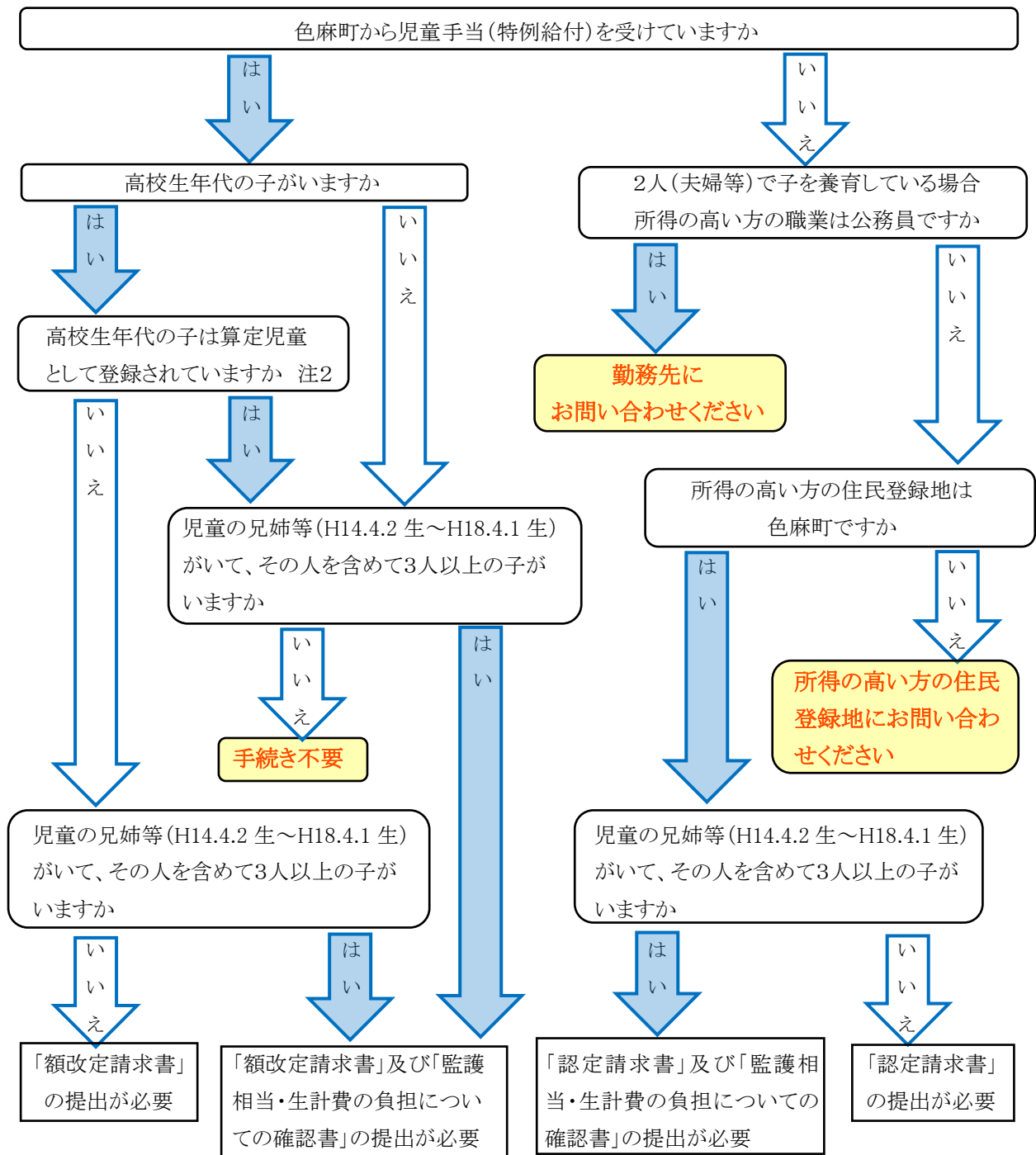


＜ 児童手当 制度改正 手続き要否確認フロー ＞



注1 該当年齡の子が自身で生計を立てている場合は、子として算定できません。

注2 現在、児童手当を受けている方は、高校生年代の子は算定児童となっています。

注3 支給対象児童と別居している場合は、別居監護申立書の提出が必要となります。

### 【手続きに必要なもの】

(各種提出書類の様式は、子育て支援課にあります。また、町ホームページからもダウンロードをすることができます。)

認定請求書に添付するもの……振込先口座が分かるもの(通帳など)、請求者の保険証(国保以外)、

請求者及び配偶者のマイナンバーカード等

額改定請求書に添付するもの……特になし

監護相当・生計費の負担についての確認書に添付するもの……大学生年代の子のマイナンバーカード等

別居監護申立書に添付するもの……別居している子のマイナンバーカード等